

令和2年第1回五島市議会臨時会議案表

(令和2年4月30日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第43号	五島市長等の給与の特例に関する条例の制定について	1
議案第44号	令和2年度五島市一般会計補正予算(第1号)	別冊
報告第3号	専決処分の報告について(五島市税条例等の一部改正について)	3
報告第4号	専決処分の報告について(五島市都市計画税条例の一部改正について)	11
報告第5号	専決処分の報告について(五島市国民健康保険税条例の一部改正について)	14
報告第6号	専決処分の報告について(五島市介護保険条例の一部改正について)	17
報告第7号	専決処分の報告について(令和元年度五島市一般会計補正予算(第6号))	別冊
報告第8号	専決処分の報告について(令和元年度五島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))	別冊

議案第43号

五島市長等の給与の特例に関する条例の制定について
五島市長等の給与の特例に関する条例案を次のとおり提出する。

令和2年4月30日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市長等の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(市長及び副市長の給料の額の特例)

第2条 市長及び副市長の令和2年5月1日から同年8月31日までの間における給料の月額は、五島市長及び副市長の給与に関する条例（平成16年五島市条例第42号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

(教育長の給料の額の特例)

第3条 教育長の令和2年5月1日から同年8月31日までの間における給料の月額は、五島市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務専念義務の特例に関する条例（平成27年五島市条例第17号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

(期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額)

第4条 前2条に規定する期間における市長、副市長及び教育長の期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、これらの規定により算出された額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和2年8月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

市長、副市長及び教育長について、令和2年5月1日から同年8月31日まで、それぞれの給料の月額額の20パーセントを減額して支給することとするなど、給与の特例に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第3号

専決処分の報告について

五島市税条例等の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

五島市長 野口市太郎

（専決理由）

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

専 決 処 分 書

五島市税条例等の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

五島市長 野 口 市太郎

五島市税条例等の一部改正について

五島市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

五島市税条例等の一部を改正する条例

（五島市税条例の一部改正）

第1条 五島市税条例（平成16年五島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、

同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を削り、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項を同条第18項とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第22条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(五島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 五島市税条例等の一部を改正する条例（令和元年五島市条例第9号）の1部を次のように改正する。

第2条のうち、五島市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の五島市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第48条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(五島市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 五島市税条例の一部を改正する条例（平成27年五島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(五島市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 五島市税条例の一部を改正する条例（平成29年五島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(五島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 五島市税条例等の一部を改正する条例（平成30年五島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第4号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第5号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第6号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第7号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第8号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、

同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(五島市税条例及び五島市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 五島市税条例及び五島市都市計画税条例の一部を改正する条例(平成30年五島市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(五島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 五島市税条例等の一部を改正する条例(平成31年五島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第3条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(五島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 五島市税条例等の一部を改正する条例(平成31年五島市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

報告第4号

専決処分の報告について

五島市都市計画税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

五島市長 野口 市太郎

（専決理由）

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

専 決 処 分 書

五島市都市計画税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

五島市長 野 口 市太郎

五島市都市計画税条例の一部改正について

五島市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

五島市都市計画税条例の一部を改正する条例

五島市都市計画税条例（平成16年五島市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第10項、第12項、第24項又は第28項から第31項まで」を「第9項、第11項、第23項又は第27項から第30項まで」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第5項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第6項から第9項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第10項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第11項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から令和2年度まで」に改め、同項中「前項の」を「同項の」に改める。

附則第12項中「第24項、第43項、第44項又は第48項」を「第37項、

第38項又は第42項」に、「又は第28項から第31項まで」を「又は第27項から第30項まで」に、「第28項から第31項まで又は法」を「第27項から第30項まで又は」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の五島市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(五島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 五島市税条例等の一部を改正する条例（平成31年五島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

報告第5号

専決処分の報告について

五島市国民健康保険税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

五島市長 野口市太郎

（専決理由）

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

専 決 処 分 書

五島市国民健康保険税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

五島市長 野 口 市太郎

五島市国民健康保険税条例の一部改正について

五島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

五島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

五島市国民健康保険税条例（平成16年五島市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第25条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第6項及び第7項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第6項及び第7項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の五島市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後

の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第6号

専決処分の報告について

五島市介護保険条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年4月30日提出

五島市長 野口市太郎

（専決理由）

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

専 決 処 分 書

五島市介護保険条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

五島市長 野 口 市太郎

五島市介護保険条例の一部改正について

五島市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

五島市介護保険条例の一部を改正する条例

五島市介護保険条例（平成16年五島市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第4項までの規定中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和2年度」に改め、同条第5項中「平成31年度から平成32年度までの各年度における」を「令和2年度の」に、「30,420円」を「24,340円」に改め、同条第6項中「平成31年度から平成32年度までの各年度における」を「令和2年度の」に、「50,700円」を「40,560円」に改め、同条第7項中「平成31年度から平成32年度までの各年度における」を「令和2年度の」に、「58,820円」を「56,790円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。